

# 医療と法ネットワーク 運営委員会規則

## 第1条 趣旨

この規則は、「医療と法ネットワーク」運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定める。

## 第2条 審議事項

委員会は、「医療と法ネットワーク」（以下「本会」という。）に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本会の会員資格に関する事項
- (2) 事業計画、予算及び決算に関する事項
- (3) 本会に関する各種会則・規則等の制定及び改廃に関する事項
- (4) 本会の管理運営に関する事項
- (5) その他、本会の活動に関し委員会が必要と認めた事項

## 第3条 組織

1 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 財団法人比較法研究センター理事長
- (2) 財団法人比較法研究センターの理事又は評議員から選出された3名
- (3) 外部有識者3名

2 前項第2号及び第3号の委員は、財団法人比較法研究センター理事長が任命する。

3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会には、顧問を置き、必要に応じて意見を求めることができる。

## 第4条 委員の解任

委員長は、委員本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員が委員たるにふさわしくない非行をしたとき
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき
- (3) その他解任に相当する事由があると認めるとき

## 第5条 委員長

1 委員会は委員長を置き、財団法人比較法研究センター理事長をもって充てる。

- 2 委員長は、年度初め及び年度末に各1回、ならびに委員長が必要と判断する場合に委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長がその職務を実行することができないときは、委員長は委員の中から代理の者を指名し、その者が職務を代行する。

#### **第6条 委員会委員に支払う謝金・旅費について**

- 1 委員会は、委員が委員会に出席した場合に謝金・旅費を支給することができる。
- 2 謝金・交通費の額は、財団法人比較法研究センターが定める謝金・旅費規定に依るものとする。

#### **第7条 議事**

- 1 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **第8条 事務及び運営経費**

- 1 委員会の事務は、「医療と法ネットワーク」事務局が行う。
- 2 委員会に係る経費は、本会の収入をこれに充てる。

#### **第9条 雑則**

この規則に定めるもののほか、委員会の管理運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

2010年11月19日制定